

教第 55 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見決定について

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を制定するに当たり，教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 2 条第 5 号の規定に基づき提示すべき意見を別紙のように決定する。

令和 2 年 12 月 21 日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 長谷川 達也

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見
神戸市公民館条例の一部を改正する条例の制定については異議ありません。

令和 2 年 12 月 21 日

神戸市教育委員会
教育長 長 田 淳

教委総第1653号

令和2年12月15日

神戸市教育委員会

教育長 長田 淳 様

神戸市長 久元 喜造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例に関する意見聴取の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、神戸市公民館条例に関する条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を改正する条例を制定するに当たり、神戸市教育委員会の意見を聴取します。

（担当：教育委員会事務局総務部総務課）

第 号議案

神戸市公民館条例の一部を改正する条例の件

神戸市公民館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 年 月 日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公民館条例の一部を改正する条例

神戸市公民館条例（昭和26年5月条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線の表示部分（以下第1号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及び順次これに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正案	現行																
<p>(設置等)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>神戸市立 葺合公民館</td> <td>神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番 <u>24号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 施設の使用料</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 神戸市立葺合公民館</p>	名称	位置	略	略	神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番 <u>24号</u>	略	略	<p>(設置等)</p> <p>第2条 法第21条第1項の規定に基づき、公民館を設置する。</p> <p>2 公民館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>神戸市立 葺合公民館</td> <td>神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番 <u>5号</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表（第8条関係）</p> <p>(1) 施設の使用料</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 神戸市立葺合公民館</p>	名称	位置	略	略	神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番 <u>5号</u>	略	略
名称	位置																
略	略																
神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番 <u>24号</u>																
略	略																
名称	位置																
略	略																
神戸市立 葺合公民館	神戸市中央区真砂通2丁目1番1号及び同区南本町通5丁目1番 <u>5号</u>																
略	略																

施設の名 称	使用料			
	午前 (午前 9時から 正午まで)	午後		夜間 (午後 6時から 午後9時 まで)
		(午後 1時から 午後3時 まで)	(午後 3時から 午後5時 まで)	
会第1会 議室__ 室	1,500 円	1,000 円	1,000 円	1,500 円
第2会 議室__	800円	500円	500円	800円
第3会 議室__	2,300 円	1,500 円	1,500 円	2,300 円
和室	800円	500円	500円	800円

施設の名 称	使用料			
	午前 (午前 9時から 正午まで)	午後		夜間 (午後 6時から 午後9時 まで)
		(午後 1時から 午後3時 まで)	(午後 3時から 午後5時 まで)	
会第1会 議室,第 3会議 室A又は 第3会 議室B	1,500 円	1,000 円	1,000 円	1,500 円
第3会 議室A及 び第3 会議室B	2,300 円	1,500 円	1,500 円	2,300 円
第2会 議室又 は第5 会議室	800円	500円	500円	800円
第4会 議室	2,300 円	1,500 円	1,500 円	2,300 円
和室	800円	500円	500円	800円
調理室	1,400 円	900円	900円	1,400 円

体育室	2,100	1,400	1,400	2,100	体育室	2,100	1,400	1,400	2,100
	円	円	円	円		円	円	円	円

附 則

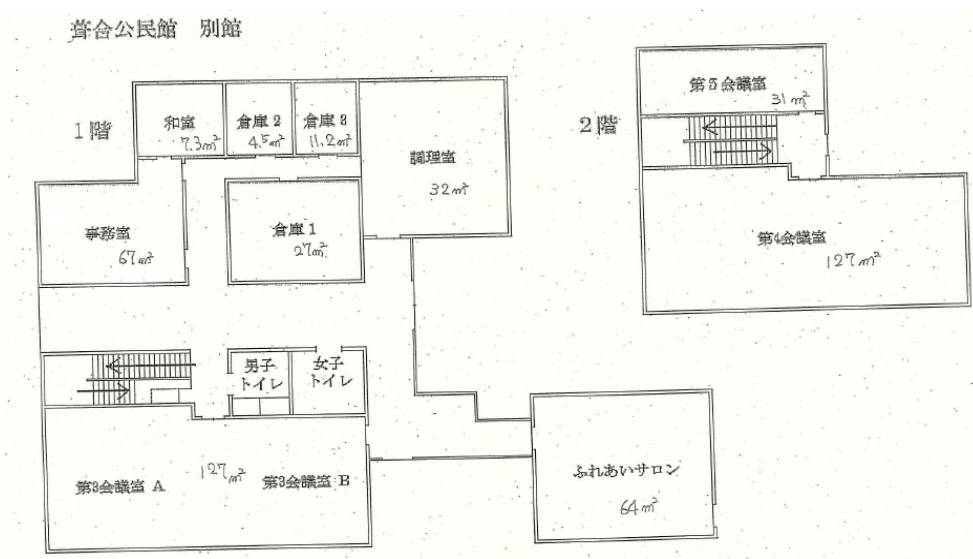
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

理 由

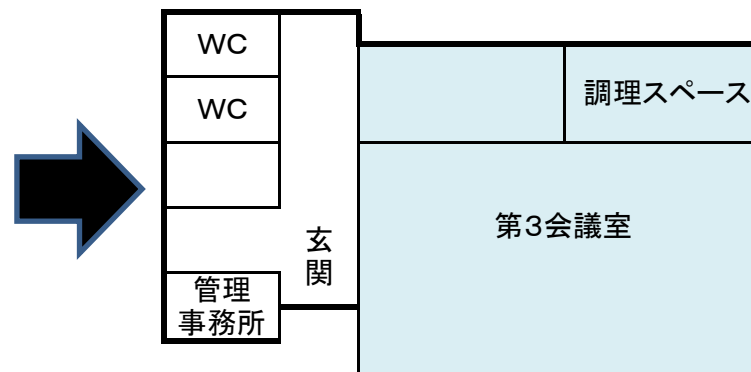
神戸市立葺合公民館について、その一部が合築されていた市営住宅の建て替えに伴い、建て替え後の住宅内に新たに当該公民館の施設の一部を設置し、その使用料を定める等に当たり、条例を改正する必要があるため。

葦合公民館概要

1. 所在地 (本館) 中央区真砂通2丁目1-1
(別館) 中央区南本町通5丁目1-5 → (別室) 中央区南本町通5丁目1-24
2. 開館年月日 昭和59年4月1日
3. 延床面積 (本館) 824㎡ * 児童館併設
(別館) 679㎡ → 170㎡
4. 休館日 日曜日、祝日、年末年始
5. 配置図



葦合公民館別室
* 新生田川住宅25棟1階の一部



葦合公民館使用料(案)

(現行)

	部屋名	面積(m ²)	午前(9時～正午)	午後(1時～3時)	午後(3時～5時)	夜間(6時～9時)
			金額	金額	金額	金額
本館	第1会議室	103.4	1,500	1,000	1,000	1,500
本館	第2会議室	46	800	500	500	800
別館	第3会議室A	63.7	1,500	1,000	1,000	1,500
別館	第3会議室B	63.7	1,500	1,000	1,000	1,500
別館	第3会議室(A及びB)	127.4	2,300	1,500	1,500	2,300
別館	第4会議室	127.3	2,300	1,500	1,500	2,300
別館	第5会議室	26.9	800	500	500	800
別館	調理室	52.7	1,400	900	900	1,400
本館	和室	46	800	500	500	800
本館	体育室	312.3	2,100	1,400	1,400	2,100

(改正案)

	部屋名	面積(m ²)	午前(9時～正午)	午後(1時～3時)	午後(3時～5時)	夜間(6時～9時)
			金額	金額	金額	金額
本館	第1会議室	103.4	1,500	1,000	1,000	1,500
本館	第2会議室	46	800	500	500	800
別室	第3会議室(調理スペース有)	114.3	2,300	1,500	1,500	2,300
本館	和室	46	800	500	500	800
本館	体育室	312.3	2,100	1,400	1,400	2,100